

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について（※議決案件）

1. 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、5年間（令和7～11年度）を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施に関する義務計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 策定の基本方針

（1）法令に基づく他の計画との一体化

本計画は、「こども基本法」第10条第5項の規定を活用し、「（仮称）南砺市こども計画」として、下記の法令に規定する計画と一体的に策定します。

- ① 次世代育成支援対策推進法
- ② 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ③ 子ども・若者育成支援推進法

（2）市こどもの権利推進に関するアクションプランとの一体化

令和5年4月に施行された「南砺市こどもの権利条例」に基づき策定した「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン」についても本計画に一体化させることで、権利の普及・啓発と具体的な実践をこども施策全般で推進します。

（3）第2次南砺市総合計画後期まちづくりプランとの整合性

令和2年3月に策定した第2次南砺市総合計画後期まちづくりビジョンに掲げるまちの将来像の実現に向けて、令和7年度以降の5年間で取り組むべき基本的な政策・施策を示す「後期まちづくりプラン」（以下「後期プラン」という。）が今年度中に策定される予定です。

本計画は、後期プランに盛り込まれる重要な施策や事業を含む個別計画と位置付けられることから、後期プランの骨子・素案とも整合性をはかりながら策定作業を進めます。

3. 策定体制

（1）子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「南砺市子ども・子育て会議条例」により設置。

市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査審議します。

※ 令和6～7年度の委員は、各種団体に推薦依頼中

（2）こども施策推進本部（「南砺市こども施策推進本部設置規程」に基づき設置）

市長を本部長、副市長を副本部長とし、本計画の骨子・素案等を作成します。

（3）こどもの意見聴取

ニーズ調査で、こども（小学5年生・中学2年生）を対象としたアンケート調査を実施しています。また、こどもの権利委員会こども部会等からも計画素案について意見を聴取します。

4. スケジュール

別紙参照

